

生徒心得

学校生活はお互いが励まし合い、助け合って集団生活をしていくところに意義があります。よりよい集団生活をしていくために、学校生活にも一つの規律が必要です。そのためつぎのことを目標に生徒心得をつくりました。

つねに本校生徒として自覚と誇りを忘れず、誠意を持って行動する。

他を尊重し、信頼し、また他からも信頼されるような円満な人格の形成につとめる。

ひとりひとりが誠意を持って規則を守り行動することによって、規律の中に真の自由があることを知る。

1. 登校・下校

S H R開始（8時35分）までに登校すること。

登校後は放課後まで外出してはならない。止むを得ず外出する場合は願い出て許可を得ること。

止むを得ず団体及び個人で早朝登校・居残りなどをする場合は事前に許可を得ること。（早朝登校7時以降 居残り18時まで）（願・届の項参照）

自動車・オートバイ等での通学を禁止する。（同乗を含めて禁止である。また制服を着用してのオートバイ乗車は、どこであっても禁止とする）

学校に隣接した道路と学校から半径500m以内での駐車を禁止する。

自転車で通学する者は願い出て許可を得ること。校内では定められた場所に駐輪し、記名施錠を確実にしておくこと。

雨の日には自転車は利用しない者は届けを提出する事。自転車通学の生徒のうち、届けを提出した者は、雨ガッパを購入する必要はない。

最終下校時刻（17時00分）を厳守すること。

休日の登校は原則として認めない。H R、委員会、部などの活動で止むを得ず登校する場合は許可を得ること。

授業日、休業日にかかわらず、登下校は本校の制服（制服の項参照）を着用すること。

本校生徒として行動する場合や行事の際は必ず制服を着用すること。（ただし、特別な指示のある場合は除く。）

休業中（夏休み、冬休み、春休み）の登校については別に定めるところによる。

登下校途上、休日休業中を問わず、風紀上、好ましくない施設・場所への出入りをしないこと。

遅刻は厳禁、度重なる場合は指導の対象となる。

2. 学校生活

先生・職員・来客には、つねに礼の心と会釈を忘れないこと。

所持品には必ず記名し、紛失・盗難・拾得などの場合は直ちに届け出ること。

必要以上の金品を持参しないこと。ただし止むを得ない場合は必ず身につけておくか学級担任または関係教員に預けること。

学習活動に不用な物品は持ち込まないこと。

特に携帯電話など学習活動の妨げになるものが発見された場合は、一時預かる。

土足のまま校舎等の施設に入り、または上履のまま校舎外へ出ないこと。

公共物・施設・設備・校具等は無断で使用しないこと。使用する場合は事前に届け出て許可を得ること。

施設・設備・校具等を破損、紛失、汚損した時は直ちに届け出ること。

学校外の諸活動にも保護者の許可を受け、担任の指導を受けること。

生徒間の金品の徴収・物品の販売・署名活動などは生徒会規則によるものを除き原則として認めない。

住所・保護者等の変更や欠席・遅刻・早退等の諸届はそのつどおこなうこと。長期（1週間以上）にわたる欠席については医師の診断書を添えて届け出ること。

校舎内外の清潔を保持することにつとめ、清掃は所定の計画通りに行い、終了後担当職員に報告すること。

集団生活を円滑に、より楽しくするために挨拶は、つとめて丁寧に行うこと。

節度を保ち、互いに尊重し合い、誠意を持って交際すること。

健康、安全には、つねに注意し、明朗健全な生活を心がけること。

学校の内外を問わず、高校生としての品位を保ち、違法な行為をしない。特に、喫煙（タバコ・喫煙用具所持及び同席を含む）、飲酒等の行為は厳禁とする。

3. ロッカー使用

鍵をかけ責任をもって管理すること。

ロッカー内は整理・整頓に留意し、非衛生にならぬよう心がけること。

いたずら書き、ステッカー等のはり紙類はしないこと。

他人のロッカーには触れないこと。

4. 体育施設

校庭・サブグラウンド・テニスコートでは運動靴を利用し、革靴では入らないこと。

体育館では規定の「体育館専用運動靴」を使用し、常に館内の清潔に心がけること。

柔剣道場には素足で入ること。ただし剣道場においては授業、クラブ活動等必要と認められる場合は規定の「体育館用運動靴」を使用してよい。

雨・霜等で校庭が軟弱な場合は中に入らないこと。

授業またはクラブ活動等で体育施設を使用している時はその妨げにならぬよう注意すること。

授業以外で体育施設を使用する場合は危険防止に十分注意すること。

5. その他

宿泊を伴う旅行は保護者の承認を得て所定の手続きに従って事前に担任に届け出ること。（願・届の項参照）

自宅学習期間中は自主的に学習活動を行い、旅行・アルバイトなどをしないこと。

諸願・届については「諸願・届」の項に示す規定に従うこと。

アルバイトは好ましくないが、止むを得ない場合は職種・場所・時間等について十分検討し、保護者の承認を得て担任にアルバイト届を提出すること。原則テスト1週間前は禁止。

頭髪・装飾・みだしなみ

男女共本校生徒として品位ある髪型とし、パーマ・染毛・脱色・エクステンション・過度なデザインカット等は禁止する。

ドライヤー・アイロン等の使用で著しい頭髪の色の変化は認めない。

カラーコンタクトの着用、マニキュア・化粧等はしてはならない。

装身具は禁止する。（例、ピアス、イヤリング、指輪、ネックレス、ペンダント、ブレスレット等）

高校生として品位あるみだしなみを心がける。

通学靴

革靴または運動靴とする。

禁止例（エナメル靴・ブーツ・ハイヒール・サンダル・げた等）

通学カバン

学生生活にそぐわないようなものは禁止する。

清掃

つねに校内の清潔・整頓に心がけること。

HRごとに清掃当番を決め、分担区域（別に定める）を清掃すること。清掃後責任者は分担区域の担当の先生に連絡し、その承認を得た後下校すること。

清掃用具は所定の場所に整理・保管すること。